年度分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「0.186」を「0.152」に、「0.814」を「0.848」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「3.00」を「2.88」に、「0.28」を「0.27」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「0.9770」を「0.9756」に、「0.0230」を「0.0244」に、「4.750」を「4.600」に、「92.5」を「92.8」に、「3.750」を「3.600」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項中「0.0877」を「0.0883」に、「0.4823」を「0.4854」に、「平成19年４月１日から平成24年３月31日まで」を「平成20年４月１日から平成25年３月31日まで」に、「平成22年に発生した激甚災害に係る同条第１項の市町村としての告示があつたものにあつては」を「平成23年に発生した激甚災害に係る同条第１項の告示（平成23年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第１号に限る。）があつた市町村又は法附則第９条の２の規定に基づく東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第２条第２項で定める特定被災地方公共団体である市町村は」に、「0.617」を「1.142」に、「−2.2」を「0.5」に、「平成11年度」を「平成12年度」に、「平成23年度分」を「平成24年度分」に、「平成23年４月２日以後」を「平成24年４月２日以後」に、「平成23年４月１日以前」を「平成24年４月１日以前」に改め、「0.507」を「0.492」に改め、同項を同条第八項とし、第十五項を削る。

第十二条第二項の表都道府県の項第一号中「平成二十二年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め、同表市町村の項第二号中「昭和五十八年度」を「昭和五十九年度」に、「四十六」を「五十」に、「四十七円」を「五十一円」に改め、同条第三項の表都道府県の項第一号中「0.394」を「0.390」に、「0.473」を「0.423」に、「2.090」を「2.086」に改め、同項第二号中「0.733」を「0.735」に、「0.267」を「0.265」に、「9.231」を「9.250」に改め、同項第三号中「2.183」を「2.248」に、「15.313」を「15.595」に、「0.34639」を「0.35693」に改め、同項第四号中「0.244」を「0.242」に、「0.098」を「0.097」に改め、同表市町村の項第一号中「17.2」を「16.7」に、「5.2」を「5.4」に、「1.31」を「1.32」に、「1.76」を「1.78」に改め、同項第二号中「昭和63年度」を「平成元年度」に、「昭和58年度」を「昭和59年度」に、「昭和62年度」を「昭和63年度」に改め、同項第三号中「2.238」を「2.270」に、「5.022」を「4.973」に、「3.203」を「3.187」に、「2.303」を「2.279」に、「2.277」を「2.322」に改める。

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式を次のように改める。

			算式 $\sum_{n=5}^{20}(B_n\times C_n)+\sum_{n=5}^{13}(D_n\times E_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(F_n\times G_n)+\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=12}^{20}(J_n\times K_n)+\sum_{n=21}^{22}(L_n\times M_n)+\sum_{n=21}^{22}(N_n\times O_n)+\sum_{n=21}^{24}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=21}^{24}(R_n\times S_n)+T_n\times U_n+V_n\times W_n+\sum_{n=15}^{22}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=21}^{22}(Z_n\times AA_n)+\sum_{n=23}^{24}(AB_n\times AC_n)+\sum_{n=23}^{24}(AD_n\times AE_n)+\sum_{n=23}^{24}(AF_n\times AG_n)+\sum_{n=23}^{24}(AH_n\times AI_n)+\sum_{n=23}^{24}(AJ_n\times AK_n)$ 1,982,000円×A

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号C_{14}^{4}を削り、同号算式の符号C_{14}^{5}イ中「0.008」を「0.009」に改め、同号算式の符号C_{8}ア中「0.021」を「0.020」に改め、同号算式の符号C_{9}ア中「0.016」を「0.015」に改め、同号算式の符号C_{10}ア中「0.015」を「0.014」に改め、同号算式の符号中「C_{12}＝0.022」を「C_{12}＝0.021」に、「C_{18}＝0.021」を「C_{18}＝0.020」に、「C_{19}＝0.021」を「C_{19}＝0.020」に改め、同号算式の符号E_{4}^{4}を削り、同号算式の符号E_{6}^{5}ア中「0.020」を「0.019」に改め、同号算式の符号E_{7}ア中「0.020」を「0.019」に改め、同号算式の符号E_{8}^{5}ア中「0.021」を「0.020」に改め、同号算式の符号α中「別表第３の７」を「別表第３の９」に改め、同号算式の符号中「G_{18}＝0.021」を「G_{18}＝0.020」に、「G_{19}＝0.021」を「G_{19}＝0.020」に改め、同号算式の符号I_{8}ア中「0.070」を「0.068」に改め、同号算式の符号中「K_{14}＝0.052」を「K_{14}＝0.051」に、「K_{15}＝0.056」を「K_{15}＝0.055」に、「K_{16}＝0.056」を「K_{16}＝0.055」に、「K_{17}＝0.056」を「K_{17}＝0.055」に、「K_{18}＝0.055」を「K_{18}＝0.054」に、「K_{19}＝0.055」を「K_{19}＝0.054」に改め、同号算式の符号L_{n}中「地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同号算式の符号中「M_{21}＝0.005」を「M_{21}＝0.017」に、「O_{21}＝0.005」を「O_{21}＝0.017」に改め、同号算式の符号P_{n}中「及び平成23年度」を「から平成24年度までの各年度」に、「平成23年度まで」を「平成24年度まで」に改め、同号算式の符号中「Q_{21}＝0.005」を「Q_{21}＝0.017」に改め、同号算式の符号Q_{23}の次に次のように加える。

			Q_{24}＝0.002

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号R_{n}中「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号算式の符号中「S_{21}＝0.008」を「S_{21}＝0.029」に改め、同号算式の符号S_{23}の次に次のように加える。

			S_{24}＝0.004

第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号中「U_{21}＝0.012」を「U_{21}＝0.046」に改め、同号算式の符号X_{n}中「補正予算債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同号算式の符号中「Y_{19}＝0.032」を「Y_{19}＝0.031」に、「Y_{21}＝0.008」を「Y_{21}＝0.033」に、「AA_{21}＝0.008」を「AA_{21}＝0.033」に改め、同号算式の符号AB_{n}中「に限る。）に係る地方債」の下に「（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第11項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同号算式の符号AC_{23}の次に次のように加える。